伊丹市上下水道局広報等広告掲載に関する要領 (趣旨)

第1条 この要領は、伊丹市上下水道局が発行する「いたみの上下水道」及び「水道ご使用量のお知らせ」(以下、「広報等」という。)に掲載する広告の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

- 第2条 広報等に掲載できる広告は、上下水道局の広報等としての 品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、市民に不利益 を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれかに該当す る広告を除くものとする。
  - (1) 法令又は条例若しくは規則等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
  - (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
  - (3) 政治性、宗教性のあるもの
  - (4) 社会問題についての主義主張や意見広告
  - (5) 個人の氏名広告
  - (6) 社員等の人材募集広告
  - (7) 表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
  - (8) あたかも本市上下水道局が推奨しているかのような誤解を 与えるもの
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、上下水道局の発行する広報等に 掲載する広告として管理者が適当でないと認めるもの

(広告の大きさと掲載位置)

- 第3条 広告の大きさは、次のいずれかとする。
  - (1) 1種広告 広報紙「いたみの上下水道」 左右113ミリメートル、天地47ミリメートル
  - (2) 2種広告 広報紙「いたみの上下水道」左右228ミリメートル、天地47ミリメートル
  - (3) 3種広告 「水道ご使用量のお知らせ」裏面

左右85ミリメートル、天地60ミリメートル

- 2 広告の掲載位置は、それぞれの広告の所管課長が決定する。 (掲載料金)
- 第4条 広告の掲載料金は、1件当たりそれぞれ次のとおりとする。
  - (1) 1種広告 40,00円(消費税・地方消費税除く)
  - (2) 2種広告 80,00円(消費税・地方消費税除く)
  - (3) 3種広告300,00円(消費税・地方消費税除く) (広告の募集)
- 第5条 広告掲載の募集は、ホームページ等により公募するものと する。

(掲載申し込み)

- 第6条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、 広報等広告掲載申込書(様式第1号)に広告案を添えて管理者に 提出しなければならない。
- 2 1種広告、2種広告において同一申込者が申し込める広告は、 広報1号につき2件以内とする。
- 3 種広告においては、広告枠1件とする。

(掲載決定)

- 第7条 管理者は、前条の申込書を受け付けたときは、速やかに広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定の上、広報等広告掲載許可決定通知書(様式第2号)により申込者に通知しなければならない。ただし、広告掲載可否は、申込者が多数の場合、抽選により決定する。
- 2 管理者は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは申込者に修正を求めることができる。

(広告の版下作成及び費用)

- 第8条 申込者は、前条の規定による広告掲載決定後、直ちに広告 の版下を作成するものとする。
- 2 1種広告、2種広告の版下作成は、所定の印刷会社に依頼しなければならない。

3 広告の版下費用は、申込者の負担とする。

(掲載料金の納入)

第9条 申込者は、管理者の定める期日までに上下水道局の発行する納付書により広告掲載料金を一括納入するものとする。

(申込者の責任)

- 第10条 広告の内容に関する責任は、申込者が負うものとする。 (広告掲載料金の還付)
- 第11条 広告掲載料金は還付しない。ただし、上下水道局の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。 (補則)
- 第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条及び第4条の改正にかかる広告の区分並びに掲載料金については平成26年10月1日から適用するものとする。

付 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。